

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月31日 13時35分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港 高松港朝日町防波堤灯台から真方位203°780m付近 (概位 北緯34°21.2′ 東経134°03.3′)
事故の概要	作業船みずきⅡは、海面清掃作業をしながら西北西進中、また、漁船明福丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 みずきⅡ、12トン 280-43281香川、香川県 B 漁船 明福丸、4.96トン KA3-18968（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、船長Aが、操船と見張りに当たり、手動操舵により、海面清掃作業をしながら西北西進していた。 船長Aは、海面上のゴミを探しながら操船中、前方の海面上のゴミを見付けて注意を向け、針路及び速力を保持して航行を続けていたところ、右舷船首方に南東進しているB船を認め、衝突の危険を感じ、左舵をとって機関を後進にした後、右舵をとって機関を前進にしたものの、A船の右舷中央部とB船の船首部が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、修理の目的で、業者が指示した高松港内の場所（以下「入港場所」という。）に向け、船長Bが、手動操舵により、南東進していた。 船長Bは、前方の入港場所に向かって操船中、入港場所に近づいたので下方を向いて入港準備作業を始め、針路及び速力を保持して航行を続けていたところ、B船とA船が衝突した。
分析	A船は、海面清掃作業をしながら西北西進中、船長Aが、前方の海面上のゴミを見付けて注意を向け、針路及び速力を保持して航行を続けていたことから、南東進中のB船に気付かず、B船と衝突したもの

	<p>と考えられる。</p> <p>B船は、南東進中、船長Bが、入港場所に近づいたので下方を向いて入港準備作業を始め、針路及び速力を保持して航行を続けていたことから、海面清掃作業をしながら西北西進中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が海面清掃作業をしながら西北西進中、B船が南東進中、船長Aが、前方の海面上のゴミを見付けて注意を向け、針路及び速力を保持して航行を続け、また、船長Bが、入港場所に近づいたので下方を向いて入港準備作業を始め、針路及び速力を保持して航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、常に目視で周囲の状況を確認するなど、適切な見張りを行うこと。